

聖籠町告示第15号

聖籠町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成29年3月15日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱を廃止する告示

聖籠町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱（平成21年聖籠町告示第103号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に工事が完了した者であって第10条の決定を受けた者については、なお従前の例による。